

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第~~148~~号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則

第1条中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に改め、「及び科」を削り、「管理課」を「企画課」に、看護科を「支援施設課」に改める。

「課長 2人

第2条第1項中 部長 3人 を「課長 3人」に改め、同条第2項中「管理課」を「看護師長」

企画課」に、「管理係長及び医事係長」を「企画係長」に、「及び地域リハビリテーション推進係長」を「地域リハビリテーション推進係長及び高次脳機能障害支援係長、支援施設課に機能訓練係長及び生活訓練係長」に改め、同条第4項中「管理課及び診療科」を「企画課」に改め、同条第6項中「看護科に部長補佐」を「担当課長補佐及び担当係長」に改め、同条第7項及び第8項を削る。

第3条第3項中「、部長及び看護師長」を削り、同条第4項中「及び部長補佐」、「それぞれ」及び「又は部長」を削り、同条第5項中「管理課」を「企画課」に改め、同条第6項中「担当課長、」を削り、「管理課」を「企画課」に改める。

第4条第1項中「又は部長」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第5条中「及び科」を削り、同条管理課の項中「管理課」を「企画課」に改め、同項第3号中「患者等の受付、入退院その他」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号を第

7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 身体障害者手帳の交付に関する事。

第5条相談課の項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「の処方及び適合判定」を削り、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としての事業に関する事。

(5) 使用料及び手数料の徴収に関する事。

第5条相談課の項第8号から第10号までを削り、同条診療科の項を次のように改める。

支援施設課

(1) 自立訓練に関する事。

(2) 入所者の日常生活上の支援に関する事。

第5条看護科の項及び訓練科の項を削る。

第6条中「、看護師長の掌理する事務の概目」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)